

I 平成20年度街路事業関係予算のポイント

1. 総合的な都市交通の戦略の推進

徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正分担を図り、都市・地域の魅力ある将来像と安全で円滑な交通を実現するため、総合的な都市交通の戦略の策定を進め、これに基づく施策・事業を実施するとともに、戦略的なモビリティ・マネジメントを推進します。

- ・都市交通システム整備事業を拡充し、総合的な都市交通の戦略を一層推進するため、地区要件を緩和 **新規**
- ・先導的都市環境形成促進事業を創設し、交通行動転換等のための計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験等に対して支援 **新規**

2. 都市内公共交通機関への支援

都市内交通の円滑化の促進や、CO₂、NO_x排出等環境負荷の軽減のため、自動車交通から公共交通へ利用者の転換がなされるよう、都市内の公共交通機関の整備に対して支援を行います。

3. 都市の骨格となる幹線道路の整備

都市圏の交通の円滑化のため、都市内の放射・環状道路、地域高規格道路、都市高速道路等都市の骨格となる幹線道路の整備を推進します。

4. 連続立体交差事業等の踏切対策の推進

「開かずの踏切」等による交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道により分断された市街地の一体化等を図るため、連続立体交差事業等による踏切の除却対策と歩道拡幅等による踏切交通の安全対策を緊急かつ重点的に推進します。

- ・鉄道線路の高架化を効率的・効果的に進めるため、工期短縮に向けた高架化技術の検討等を実施 **新規**

5. 交通結節点、駐車場等の整備

異なる交通手段の円滑なつなぎによる移動の連続性の確保を図るため、バリアフリーに対応した駅前広場、自由通路、駐車場・自転車駐車場、総合都市情報システム等の整備を推進します。

- ・交通結節点改善事業を拡充し、交通結節点近傍の道路区域外に設置される自転車駐車場に対して支援 **新規**

6. 歩行者空間等快適な街路空間の整備

都市環境の向上や歴史的街並みの保存等を推進するため、地区レベルの街路の再整備、歩行者空間の整備、無電柱化、沿道のまちづくりと一体となった街路整備等、快適な街路空間の整備を推進します。

- ・都市交通システム整備事業を拡充し、地区要件に国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画（仮称）の重点区域の区域を追加 **新規**（再掲）

7. 地球環境等の保全への対応

地球環境の保全に対応するため、環境負荷削減を目的とした都市交通施策に基づく都市の交通システムの整備や、都市開発と一体的となった環境負荷を削減する施設の整備を推進します。また、都市の生活環境を保全するため、沿道環境対策を推進します。

- ・先導的都市環境形成促進事業を創設し、公民が一体となった先導的な都市環境対策を強力に支援するため、計画策定、コーディネート、社会実験・実証実験等に対して支援 **新規**（再掲）
- ・都市交通システム整備事業を拡充し、地区要件に先導的都市環境形成計画に位置付けられた区域を追加 **新規**（再掲）
- ・エコまちネットワーク整備事業を拡充し、地区要件に先導的都市環境形成計画に位置付けられた区域を追加するとともに、補助対象施設を追加 **新規**

8. 安全で安心な市街地の形成に資する街路整備

地震時に大きな被害（特に大火）が生じる可能性の高い密集市街地において災害時の被害を軽減するとともに、大規模災害による被災地の早期復興を図るため、防災環境軸の核となる都市計画道路や地区公共施設等の整備を推進します。

- ・都市防災総合推進事業を拡充し、大規模地震に備えた事前対策及び被災後の早期復興対策の両面から、地区要件を緩和するとともに補助対象施設を追加 **新規**

9. 時間管理概念の徹底と整備効果を踏まえた都市計画道路整備

限られた財源を有効に活用し、かつ効果的・効率的な事業の実施によって事業効果の早期発現を図るため、時間管理概念の徹底と整備効果を踏まえた都市計画道路整備を進めます。

10. 地域の道路整備への多様な支援

地方の自主性・裁量性による地域の道路整備や個性あふれるまちづくりを推進するため、交付金等により多様な支援を実施します。

- ・地方道路整備臨時交付金について、平成20年度以降10箇年間継続した上で、交付対象に都府県等が実施する一般国道を追加するとともに、地方公共団体の財政力に応じて国費割合を引き上げ **新規**
- ・平成20年度以降5年間、地方公共団体が、直轄事業、補助事業及び地方道路交付金事業に伴い負担する額の一部に対して、無利子の貸付を実施（償還金は国債整理基金特別会計へ繰入れ） **新規**